

# 農業実験実習講習会 規程

公益財団法人 全国学校農場協会

規程制定 昭和 57 年 7 月

改 定 平成 21 年 12 月

## 第 1 条 目的

この講習会は、高等学校農業教育職員の科学的農業技術の向上を図るため行う実験・実習の講習会である。(講義の講習会ではない)

## 第 2 条 実施地区・会場

本会が実施地区を定め、その地区はこの目的を達成するため、会場・講師とも最適の都道府県を選んで会場とする。実施地区は下記の通りとする。

平成の偶数年：北海道・東北・関東・北信越・近東・四国・九州の 7 地区

平成の奇数年：北海道・東北・関東・近東・中国・九州の 6 地区

## 第 3 条 責任者

全国高等学校農場協会、支部長を責任者とする。支部長は決定した会場県に、事務を担当する事務局長をおく。

## 第 4 条 各書類の提出

担当事務局長は、本会が別に定めた「実施要領」に基づいて、実施計画案、実施計画書・予算書、実施報告・決算書、研究集録の原稿を提出する。

## 第 5 条 「農業実験実習講習会案内」の全国配布

文部科学省後援の許可を得た上で、本会より全国会員校に配布する。

## 第 6 条 受講希望者の会場選択申し込み

受講希望者は、希望する科目・会場を選んで、その担当事務局長に文書をもって申し込む。

## 第 7 条 受講者の決定

各地区 30 名を定員とし、担当事務局長は、申し込み順に受講者を決定し、これを通知する。定員を超えた場合には、受講不可能の旨を通知する。

## 第 8 条 講習会予算の交付

講習会の予算及び協賛費などは一括して、担当事務局長に交付する。

## 第 9 条 修了証の交付

担当事務局長は、本会から送付された修了証を、全日程を受講した者に、閉講式で交付する。

## 第 10 条 文部科学大臣に対する報告

実施報告・研究集録は、本会より文部科学大臣に提出する。

## 第 11 条 教員免許状更新講習

この実験実習講習の 18 時間分を教員免許状更新講習として充てることができる。

※ 文部省、文部大臣と記載されていた部分を平成 13 年 1 月の省庁改正により、文部科学省、文部科学大臣と改めた。